省　令

○農林水産省令第九号

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）第二条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第五項の規定に基づき、経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月十二日

農林水産大臣　野上浩太郎

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成十七年農林水産省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（関税割当数量） **第五条**　令第二条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第五項の農林水産省令で定める数量は、令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間は七千七百トンとする。	（関税割当数量） **第五条**　令第二条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第五項の農林水産省令で定める数量は、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間は二千七百八十トンとする。

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。